

20回目の開催に感謝を込めて ゴルフコンペで広がる交流と笑顔

▼優勝＝満田盛護さん（会津天宝醸造）
▼準優勝＝小松岳史さん（東邦銀行坂下支店）
■國廣好文さん（フローラルゾーン会津）
G＝永峯亮代江さん（このとこと）

なお、成績は次のとおりです。
ご協力いただいた皆さんに、心より感謝申し上げます。

第20回という節目を迎えたゴルフコンペが、8月30日、会津磐梯カントリークラブにて開催されました。今年は55名が参加し、過去の優勝者も多く集まる中、和やかな雰囲気のなかにも真剣勝負の空気が漂う、見ごたえのある大会となりました。当時は時折雨に見舞われる場面もありましたが、随所で熱戦が繰り広げられ、コースにはプレーを楽しむ声が響いていました。

初参加の方から常連のベテランまで、幅広いメンバーが互いに声を掛け合いながらプレーし、交流が一層深まる有意義な1日となりました。

また今回は、第20回記念大会といふこともあり、多くの事業所よりご協賛をいただき、特別賞や豪華賞品を含め、参加者全員に賞品が贈られる充実した内容となり、表彰式も大いに盛り上りました。



左から猪俣孝之実行委員長、小松さん、満田さん、國廣さん、永峯さん

【協賛企業名】五十音順・敬称略
会津ガス㈱・会津信用金庫・会津通運㈱・会津天宝醸造㈱・会津土建㈱・㈱会津磐梯カントリークラブ・㈱会津美里振興公社・アフラック生命保険㈱・山支店・㈲遠藤総合経営センター・(有)加藤経営計算センター・金子建設㈱・㈱佐賀工務所・㈱佐藤電設・大同生命保険会津営業所・土田中央鉱業㈱・(有)徳江生花店・坂下清掃(有)・坂下電子光学㈱・福島情報機器㈱・フローラルゾーン会津・㈱米夢の郷・(有)マルイ塗装・丸善商事㈱・㈱萬花樓・柳津測量設計㈱・山十建設㈱・㈱弓田建設・渡部産業㈱

令和7年版「年末調整のしかた」販売いたします！

「年末調整のしかた」（定価 2,420円）の会員割引を今年も会員事業所に限り2,000円で販売（差額は法人会で負担）します。ご希望の方は法人会事務局または、11月10日・11日開催の年末調整説明会会場（於：アピオスペース）へお越しください。お申し込み・お問合せ：会津若松法人会事務局 0242-22-5821

割引券の発行はいたしませんので、購入時に事業所名をお知らせください



年末調整説明会にお申込みされた皆様へ

年末調整説明会（開催要項は5ページをご覧ください）にお申込みされた方は同封の「わかりやすい 令和7年分年末調整の実務のポイント（右図参照）」をご持参ください。



新税務署長ごあいさつ



会津若松税務署長
近藤 拓弥

本年7月の定期人事異動により、会津若松税務署長を拝命いたしました。前任は、国税庁鑑定企画官補佐として、有機(オーガニック)酒類の国際交渉等を担当しておりました。有機JAS認証を取得した酒類の輸出促進等に貢献できたものと認識しております。またその前は、文化庁に出向いており、ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の提案を担当しておりました。この度(令和6年12月)の登録により、国内外において益々、日本産酒類の関心が高まることに期待しております。東北での勤務は初めてとなりますが、酒処会津の地で、歴史や文化はもとより、皆様の人情にも触れながら職務に精励して参りたいと存じます。遠藤会長をはじめ、会津若松法人会、会員の皆様には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、深い御理解と多大なる御協力を賜ておりますことに、心から御礼申し上げます。会津若松法人会におかれましては、納税意識の向上と企業経営並びに会員の健全な発展のため、日々活動されておられます。私どもいたしました。

さて、令和7年の年末調整につきましては、本年も貴会主催による年末調整説明会を開催していただき、税務署から講師派遣による協力をさせていただることとしております。本年の年末調整につきましては、「所得税の基礎控除の見直し等」の本年12月施行に伴い改正点がござります。この改正点につきまして、当税務署では、源泉徴収義務者の皆様が、適切かつ円滑な年末調整事務が行えるよう周知・広報に努めております。また、適正な申告納税の推進と納税意識の向上に取り組むとともに、添付書類も含めたe-Tax(エーテックス)の一層の普及、源泉所得税を中限内納付の確保、インボイス制度の定着に向けた周知・広報や租税教育の充実などのほか、酒処会津の酒類業の振興にも取り組むこととしております。

税を考える週間

11月11日～11月17日

未来をつくる、あなたの税。

進めています、税のデジタル化

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

税務手続のデジタル化

マイナポータル連携で年末調整・確定申告

オンラインで納税証明書

キャッシュレスで納付

チャットボットで相談

業務のデジタル化

国税庁

https://www.nta.go.jp

法人番号 7000012050002

税務署からのお知らせ

1 年調特集ページの開設

国税庁ホームページ内に「年末調整特集ページ」(年末調整がよくわかるページ)を開設して、年末調整に関する情報や各種様式、チャットボット(AIを活用したシステムによる質問への自動応答)を掲載しています。

ぜひ、「活用ください。

2 コールセンターの開設

「給与支払者向け所得税の基礎控除の見直し等に関するコールセンター」を開設しておりますので、ご利用ください。

Tel.: 0570-02-4562
(ナビダイヤル)

受付時間・9:00～17:00
(土日祝日及び12月29日)
1月3日を除く

3 年末調整手続の電子化

国税庁では、年末調整手続の電子化

化を推進しています。

具体的には、マイナーポータル連携に対応した控除証明書等を発行する事業者の拡大に取り組むとともに、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア)を無償で提供しております。

年末調整の電子化は、事業者、従業員共に大きな事務効率化が図れますので、御検討をお願いします

4 源泉所得税のキャッシュレス納付

税務署では、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)等によるキャッシュレス納付の利用拡大に向けて、国税庁HPの「体験コーナー」を活用したダイレクト納付の「体験会」を随時開催しております。

詳細につきましては、管理運営部門に御確認ください。

5 給与所得源泉徴収票のオンライン提出

上記の情報について、こちらのサイトに詳細を掲載しておりますので、御確認ください。

(マイナンバーカード更新)



動入力の対象になります。

確定申告書作成が大きく省力化できますので、源泉徴収票のオンライン提出をお願いいたします

6 マイナンバーカード・電子証明書の更新

令和7年度は、マイナンバーカードの交付開始から10年目となるため、平成28年に交付されたマイナンバーカードについては、その本体(有効期限10年)及び電子証明書(有効期限5年)が更新時期を迎えます。

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使用できなくなるほか、e-Tax等の申告・申請手続やコンビニ交付、健康保険証等にも使用できなくなります。

早期の更新を忘れずにお願いいたします。

(源泉徴収票のオンライン提出)
(源泉徴収票のオンライン提出)

(年末調整手続の電子化)



(年末調整特設ページ)



国税庁e-Taxキャラクターイータ君

音声案内で2番を選択して下さい。

会津若松税務署

0242-27-4311



やさしい税金教室Q&A【贈与の税金】

Q ; 「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。

相続時精算課税制度は、財産の贈与を受けたときに一律 20%の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算するという制度です。この制度は(1)の要件を満たした場合に贈与をする父母や祖父母ごとに選択できます。

(1) 要件 (年齢は、贈与があった年の 1 月 1 日で判定)

- ・贈与する人は 60 歳以上の父母や祖父母
- ・贈与を受ける人は 18 歳以上の子や孫
- ・最初の贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を一定の書類とともに提出すること

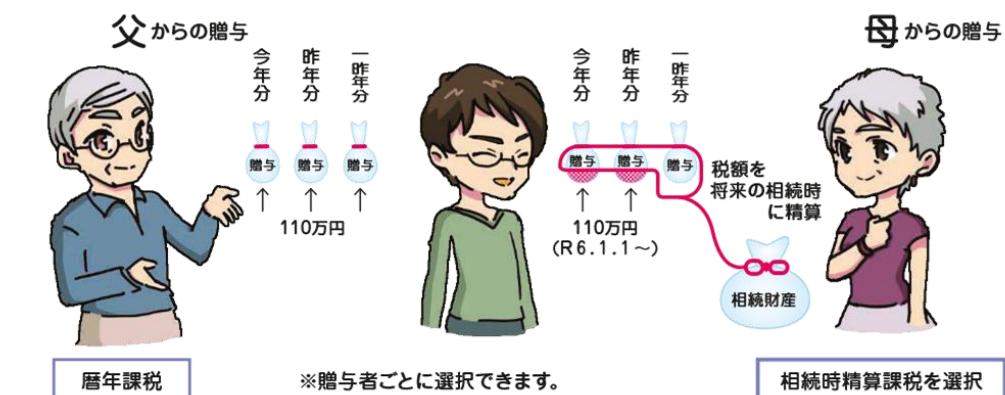
(2) 贈与税の計算

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額} 110\text{万円} - \text{特別控除額} \text{ (注2)} = \text{課税価格} \rightarrow 20\% \text{ 贈与税額}$$

(注1) 同一年中に、2 人以上から贈与を受けた場合、相続時精算課税制度の基礎控除額 110 万円は、贈与を受けた財産の合計額に応じてあん分します。

(注2) 2,500 万円 - 前年までに使用した特別控除額

* 贈与財産が住宅取得資金の場合は特例があります



ひとくちメモ

相続時精算課税制度を一度選択すると、その後同じ贈与者からの贈与について暦年課税制度へ変更することはできません。但し、令和6年1月1日以後に受ける贈与については相続時精算課税制度においても毎年110万円の基礎控除が創設され、この部分は贈与者の死亡の際、相続財産に加える必要がありません。これにより、年間110万円以下の贈与の場合には贈与税申告が不要になります。

詳しくは税理士にご相談ください。

相続時精算課税適用者が、贈与された土地または建物を引き続き所有し、令和6年1月1日以後に災害によって一定の被害を受けた場合には、その被災価額を加算される相続税の課税価格から控除できます。



日本税理士会連合会ホームページ
「やさしい税金教室（令和7年度版）」より抜粋

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～

記事提供：東北税理士会会津若松支部

カメラ
レポート



8/22 青年部会暑気払い（萬花樓）



9/18 決算説明会（法人会会議室）

租税教室



7/8 鶴城小（児童数 43 名）



9/12 門田小（児童数 60 名）

令和7年分 年末調整説明会

日 時 : ①11月10日（月）

②11月11日（火） 各日とも 13:30~15:30（受付 13:00 より）

会 場 : アピオスペース 展示ホール

講 師 : 会津若松税務署 法人課税第一部門担当官

受講料 : 無 料（事前のお申し込みが必要です）



マイナ保険証・健康保険資格確認書の使い方と注意点

日 時 : 12月 1日（月） ①13:30~14:30 / ②15:00~16:00

※13:30 からの講座は定員に達し締め切ったため、

同じ講座内容で 15:00 からの講座を追加しました

会 場 : 会津若松法人会会議室

講 師 : 特定社会保険労務士 小柴繁徳 氏

受講料 : 無 料（事前のお申し込みが必要です）



お申込み・お問合せ (公社) 会津若松法人会 TEL 0242-22-5821 / FAX 0242-25-3303

日本の「食品ロス」は
年間464万トン^(※)

事業者
231万トン
50%

家庭
233万トン
50%

みんなで食品ロスの削減に 取り組んでみよう!

「食品ロス」ってなんだろう?

まだ食べることができるように、捨てられている食品のことをいいます。

日本の「食品ロス」は年間464万トン^(※)で、食品ロスの約半分は家庭からでています。日本の人口1人当たり、毎日、おにぎり1個分(102g)の食べ物を捨てている計算になります。



(※) 令和5年度推計 (農林水産省・環境省)

「食品ロス」を減らすには……

食品の期限表示を正しく理解することが大切です。

「消費期限」と「賞味期限」を正しく理解することで「食品ロス」の削減につながります。

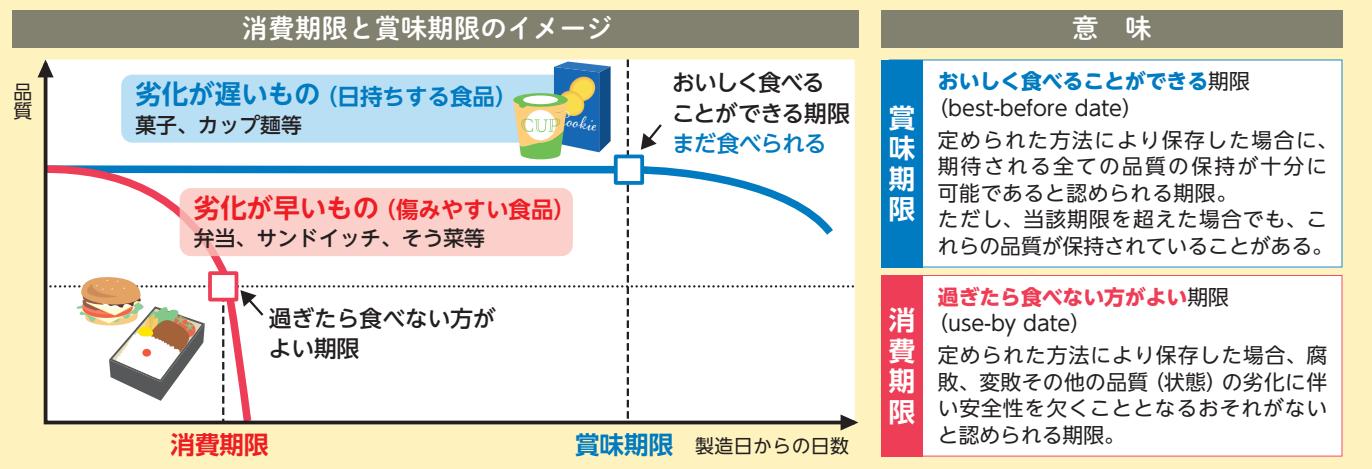
「消費期限」

過ぎたら食べない方がよい期限

「賞味期限」

おいしく食べることができる期限

※表示されている期限は開封前の期限ですので、一度開封したら期限に関わらず早めに食べましょう。



(消費者庁「食品ロス削減関係資料」を基に作成)

宴会などの際にできる食品ロス削減取組!

3010運動とは

3010運動は宴会などの食べ残しを減らすためのキャンペーン

乾杯後 **30** 分間

- 1 席を立たずに料理を楽しむ

お開き **10** 分前

- 2 自席に戻り、もう一度料理を楽しむ

ことを呼びかけ、食品ロスを削減するものです。



一期一会(15・10)のすすめ(法人会版3010運動)

法人会では多くの人との交流を目的としていることから、

乾杯後 **15** 分間

- 1 席から離れず料理を楽しむ

終了前 **10** 分間

- 2 自席でもう一度料理を楽しむ

と呼びかけることで交流を楽しみながら、食品ロス削減にも取組むこととしております。



全法連作成啓発用「三角柱POP」



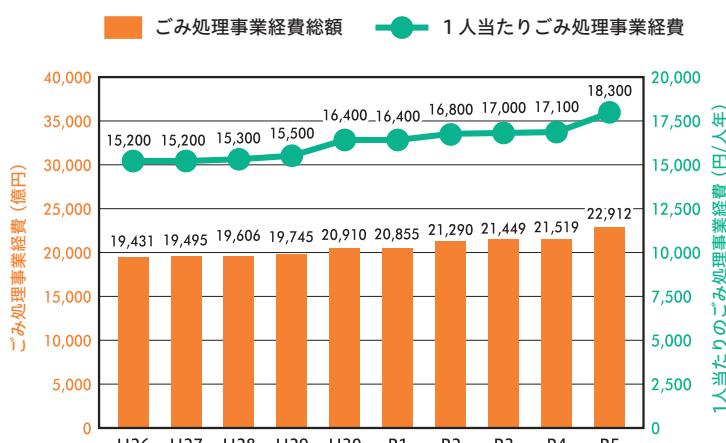
「食品ロス」を減らすことは……
地球にもやさしいね

「食品ロス」削減は、地球温暖化の原因である二酸化炭素(CO₂)を減らすことに繋がります。生ごみは重量の約80%が水分なので、焼却時に多くの燃料を使用し、二酸化炭素(CO₂)が発生します。また、重量のある生ごみを減らすことでごみの運搬に使う燃料も減ります。

家庭からの食品ロスは、一般廃棄物の一部として処理され、焼却処分するための費用は、税金で賄われています。食品ロスを含む一般廃棄物の処理費用に年間約2.3兆円^(*)が使われています。

(※令和5年度)

ごみ処理事業経費



(環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果(令和5年度)について」を基に作成)

お問い合わせ先

～法人会 女性部会は「食品ロス」の削減に取り組んでいます～

全法連「食品ロス」
サイトはこちら



法人会アンケート調査システム 新規登録 にご協力ください！

法人会アンケート調査システムは、法人会会員の意見を集約するメールを活用したシステムです。

(令和5年12月末現在、登録数13,179名)

景況感や法人会活動についての意見等を調査し、

今後の法人会事業の参考としています。

また、調査結果は全法連WEBサイトで公開するとともに、マスコミにも提供しパブリシティーの向上に役立てています。

登録がまだお済でない方は、この機会にぜひご登録ください！



QRコードでの登録方法

1 QRコードにアクセス後 メールアドレスを送信

新規登録受付フォーム



2 返信メールから 情報を入力

登録メールアドレス宛にメールが届きますので、本文中のURLをクリックいただき、画面の指示に沿ってご自身の情報を入力ください。

3 登録完了！

登録完了メールが届けば登録完了です。
2~3ヶ月に1回の頻度でアンケートを実施していますので、受信後はご回答をお願いします。

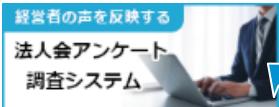
パソコンでの登録方法

1 全国法人会総連合の ホームページにアクセス

全国法人会



2 トップページの右側、 アンケート調査システム のバナーをクリック



3 「各種手続き」から メニューを選択

新規登録



▲注意事項

- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できる限り組織上のアドレスでのご登録をお願いします。
- 登録資格は「会員企業に所属する方、または個人会員」に限ります。
- 既に登録済みのアドレスは新規登録出来ません。

アンケート調査システムに登録済の方へ

登録情報の確認・変更、および配信解除をご希望の方は、右のQRコードか、
上記パソコンでの登録方法 3 の画面からお手続きください。

登録情報の
変更・確認フォーム

